

鴻巣市重度要介護高齢者手当のご案内

この手当は、市内在住の重度要介護高齢者に対し、手当を支給することにより、経済的負担及び精神的負担の軽減を図り、福祉の増進に寄与することを目的とした手当です。受給者には、月額 5,000 円の手当を指定の口座にお振込みします。

■対象者

鴻巣市内に住所を有する65歳以上の方で、次の要件をすべて満たす方

- ・要介護4・5の方、もしくは、3か月を超えて入院している方で要介護4・5と同程度の方
- ・介護保険料を滞納していない方
- ・世帯全員が市民税非課税の方（生活保護受給者は除く）
- ・在宅重度心身障害者手当（月額）を受給していない方 ※併給不可

■手続き及び利用方法

□新規の方

- ・重度要介護高齢者手当支給申請書を提出してください。審査の結果、利用決定となった場合は、申請をした日の月からの支給対象となります。

※ただし、要介護認定開始日の翌月から起算して3か月以内に申請があった場合は、開始日の属する月から支給対象となります。

（例）開始日が5月15日の場合、8月31日までに申請すれば5月分から支給対象

□決定された方

- ・年2回の振込みの確認をお願いします。通知等は発送しません。

■振込み

年2回まとめて支給します。

【支給月】8月（2月～7月分）、2月（8月～1月分）

■変更の届出

転居や転院などの利用者に関する変更、要件に合致しなくなった場合は、必ず介護保険課又は両支所福祉グループへ異動（消滅）届を提出してください。

【問い合わせ先】

鴻巣市中央 1-1
鴻巣市役所 介護保険課 高齢福祉担当
TEL 048-541-1321（内線）2672
FAX 048-541-1328